

総務委員会・分科会での主なQ&A

6/17 開催
付託議案 4件
請願 1件

西条市国民健康保険税
条例の一部を改正する
条例について

Q 医療費と国民健康保険税額の関係性において、なぜ県内の自治体間で国民健康保険税額に差が生じるのか。

A 県の示す標準保険料率は、県内の保険給付総額を県内の20市町で協力し合うよう、各市町の所得水準及び医療費水準で割りふられたものである。また、国民健康保険特別会計は、歳入面では保険税以外にも県からの交付金及び一般会計からの法定内繰入金、歳出面では、県への納付金及び保険給付費で運営されている。更に、国民健康保険の加入者数及び所得水準などに違いがあることから、国民健康保険税額は医療費に比例せず、各市町で差が生じている。

Q 令和12年度に県内の保険料水準の統一が予定されてお

一人当たりの国民健康保険税(料)及び医療費《県下11市の比較》

順位	市名	一人当たりの保険額	市名	一人当たりの医療費
1	八幡浜市	110,698円	四国中央市	478,481円
2	西条市	91,382円	伊予市	461,127円
3	宇和島市	89,670円	新居浜市	458,857円
4	松山市	87,261円	八幡浜市	454,761円
5	今治市	86,728円	西条市	443,803円
6	新居浜市	86,499円	大洲市	442,593円
7	四国中央市	86,014円	東温市	441,331円
8	大洲市	85,520円	西予市	431,873円
9	西予市	83,255円	松山市	430,510円
10	伊予市	82,234円	今治市	425,131円
11	東温市	80,261円	宇和島市	388,791円

令和5年度

令和4年度

り時間的に猶予のある中、今回条例を改正する理由は？

A 令和6年度の国民健康保険特別会計の当初予算において、約8千400万円の財源不足が生じていることから、財源不足を解消するために税率改正が必要となつている。また、医療費が増加傾向にある中、税率改定を先延ばしにすれば、改定時における保険税率の増減幅が大きくなり、市民への影響も大きくなることを考慮し、令和5年度から段階的に税率改定を実施している。

福祉文教委員会・分科会での主なQ&A

6/14 開催
付託議案 5件

(仮称)小松認定こども園
整備事業について

Q 実施設計委託料の3千12万円について、積算根拠はどのようにになっているのか？

A 本委託料は、国土交通省告示第8号及び官庁施設の設計業務等積算基準を基に、新築部分と改修部分に分け、それぞれの床面積に対して必要な人員や設計業務時間数などから積算している。

Q 配置図案において、駐車場の進入路が1か所となっているが、もう一方の道へ出るよう一方通行にできないのか？

A 配置図については、現段階の大まかな案であり、駐車場の進入路については、1か所と決まっているものではない。今後、実施設計を行う中で、施設職員などの意見も聴取しながら、検討を行うこととしている。



小松幼稚園



小松西保育所

利用園児数の減少や施設の老朽化により両施設を統合し、よりよい幼児教育・保育環境を